

経 済 産 業 省

20201221 貿局第2号
輸出注意事項2020第39号
輸入注意事項2020第19号
経済産業省貿易経済協力局

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日
付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を改正する規程
を次のとおり制定する。

令和2年12月23日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部改正につい
て

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日
付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を別紙の新旧対
照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、欧州連合の法令が英国に適用されなくなる日から施行する。

(別紙)

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成１７年１２月１４日付け輸出注意事項１７第３０号・輸入注意事項１７第６１号）

改 正 後	現 行
アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、 <u>欧州連合</u> 、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、 <u>英国</u> 、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ	アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、 <u>欧州共同体</u> 、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ